

石川県授産施設等工賃引上げ計画

～ 障害のある人の「もっと働きたい」の実現に向けて ～

(案)

平成20年 月

石 川 県

目 次

計画の策定にあたって	
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象施設	2
授産施設等の現状と課題	
1 障害のある人の就労状況	3
(1) 障害者数	3
(2) 障害者の求職及び就職状況	4
(3) 民間企業における障害者の雇用状況	4
(4) 地方公共団体等における障害者の在職状況	5
(5) 授産施設等における就労状況	6
2 授産施設等の現状	6
(1) 授産施設等における工賃の状況	7
(2) 授産施設等の設置状況	8
(3) 授産施設等における作業種別の状況	8
3 授産施設等における課題	9
(1) 作業単価の低迷及び受注量の安定確保	9
(2) 企業の経営ノウハウの不足	9
(3) 利用者の能力や適性に応じた支援の充実	10
計画の取組	
1 計画の基本目標	11
2 工賃の目標水準	11
3 具体的な施策の取組	12
(1) 授産施設等における「工賃引上げ計画」の作成及び取組の推進	12
(2) 工賃引上げに向けた支援施策の充実と連携の強化	12
(3) 「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の確立	14
計画の推進体制	15
【参考資料】	
「石川県授産施設等工賃引上げ計画」作成に関する事業所(施設)調査結果	
調査の概要	16
調査結果	
1 利用人員内訳	17
2 利用者1日あたりの平均作業時間	17
3 作業種目の状況	17
3 - 下請・内職的作業(51施設)に関する調査結果	18
3 - 労務提供(24施設)に関する調査結果	21
3 - 自主製品の製造販売(44施設)に関する調査結果	24
3 - 店舗等の運営(13施設)に関する調査結果	28
4 授産施設等利用者への支援に関する調査結果	30

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

障害のある人々がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目指した障害者自立支援法(平成17年法律第123号)が平成18年10月から全面施行されました。

この法律では、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立して暮らすことができるよう、福祉施策と雇用施策の連携を図りつつ、企業への雇用などの就労の実現を積極的に支援していくこととしています。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)が平成17年10月(一部は平成18年4月)から一部改正され、精神障害者に対する雇用対策の強化や、雇用施策と福祉施策との有機的な連携の推進などが盛り込まれています。

こうしたことを踏まえ、県では、平成19年3月に策定した「いしかわ障害者プラン2007」の施策の一つとして、能力や適性を生かせる環境の整備を掲げ、障害者の働く場の確保と生活の安定を図ることとしています。

一方、平成19年2月に国がまとめた「成長力底上げ戦略(基本構想)」では、就労支援戦略として「福祉から雇用へ」の基本的考え方が示され、障害のある人々がセーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立や生活の向上を図ることができるよう、県及び授産施設等が「工賃倍増5か年計画」を作成し、産業界や地域社会の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとされました。

このため、本計画では、授産施設等における現状と課題を明らかにするとともに、障害者の就労による自立や生活の向上を図るための基本的方向を定め、障害者が能力や適性を生かせる社会の実現を目指すこととします。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、国の「成長力底上げ戦略(基本構想)」に基づく「工賃倍増5か年計画」として策定するものです。
- (2) この計画は、「いしかわ障害者プラン2007」に掲げる就労支援施策の推進について、具体化するための行動計画として策定するものです。

3 計画の期間

この計画の推進期間は、平成20年度から平成23年度までの4年間とします。
なお、計画は必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の対象施設

この計画の対象となる施設は次のとおりです。以下「授産施設等」と言います。

就労継続支援B型事業所

身体障害者授産施設

知的障害者授産施設

精神障害者授産施設

から については、入所・通所施設とも対象にします。

授産施設等の現状と課題

障害のある人で、一般企業などに雇用されることが困難な人がセーフティネットを確保しつつ、その能力や適性を活かして、可能な限り、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害のある人の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練（以下「就労支援」と言います。）を行うための授産施設等が設置されています。

しかしながら、授産施設等における利用者の就労を考えた場合、働くことを希望する人すべてが、その能力や適性にあった就労の機会が得られている状況にありません。

また、身体・生活上の介護や見守りといったサービス（介護サービス）を必要とする利用者も多くいます。

県では、本計画を策定するにあたり、授産施設等に対して就労訓練や生産活動（以下「授産事業」と言います。）に関するアンケート調査や聞き取り調査を実施し、障害のある方々の就労に関する現状の把握と課題の整理を行っています。

1 障害のある人の就労状況

(1) 障害者数

身体、知的及び精神の障害者手帳を所持している人は、平成19年3月31日現在、54,865人（人口に占める障害者の割合は4.69%）となっています。

また、障害別では、身体障害者数が45,146人（障害別構成比は82.3%）、知的障害者数が6,256人（障害別構成比は11.4%）、精神障害者数が3,463人（障害別構成比は6.3%）となっています。【表1参照】

なお、人口に占める障害者の割合は、全国に比べて0.11ポイント低い状況となっています。

表1 障害者手帳所持者数 （平成19年3月末現在） （単位：人、%）

区 分	南加賀	石川 中 央	能 登 中 部	能 登 北 部	本県計	全 国
身体障害者(A)	9,715	23,213	7,242	4,976	45,146	4,895,410
人口に占める割合(A/E)	4.06	3.33	4.94	5.79	3.86	3.83
知的障害者(B)	1,282	3,480	950	544	6,256	727,853
人口に占める割合(B/E)	0.54	0.50	0.65	0.63	0.54	0.57
精神障害者(C)	563	2,114	535	251	3,463	512,150
人口に占める割合(C/E)	0.24	0.30	0.36	0.29	0.30	0.40
計(D)	11,560	28,807	8,727	5,771	54,865	6,135,413
人口に占める割合(D/E)	4.84	4.13	5.95	6.71	4.69	4.80
人口(E)	239,045	697,129	146,599	85,975	1,169,421	127,767,994
(平成19年4月1日現在)						

(注) 全国の人口は、平成17年国勢調査による

(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部)

(2) 障害者の求職及び就職状況

県内のハローワークを通じて求職活動を行っている障害者数は、平成19年3月末現在1,191人(障害者数全体の2.2%)です。

また、平成19年3月末現在、一般企業に就職している障害者数は3,658人(障害者数全体の6.7%)となっています。【表2参照】

表2 障害者の求職及び就職状況 (平成19年3月末現在) (単位:人,%)

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	(A) 計	手帳を所持している障害者数全体に対する割合 ((A)/54,865 × 100)
求職者数	759	209	223	1,191	2.2
就職者数	2,513	891	254	3,658	6.7

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

(3) 民間企業における障害者の雇用状況

法定雇用率1.8%が適用される民間企業(常用労働者数56人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、平成19年6月1日現在、2,149.5人で、前年より21人(1.0%)増加しています。

また、実雇用率は1.57(全国1.55)で、法定雇用率達成企業の割合は48.2%(全国43.8%)となっています。【表3参照】

表3 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況 (各年6月1日現在) (単位:人,%)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100	法定雇用率達成企業の割合	全国		
			A.重度障害者	B.重度障害者以外	C.計 A × 2 + B			実雇用率	法定雇用率達成企業の割合	
56 ~ 99	H18	326	23,951	86.0	224.0	396.0	1.65	50.3	1.46	45.2
	H19	315	23,427	88.0	181.5	357.5	1.53	49.2	1.43	44.8
100 ~ 299	H18	338	50,688	188.0	335.0	711.0	1.40	47.9	1.27	43.6
	H19	352	53,551	191.0	377.0	759.0	1.42	47.7	1.30	44.4
300 ~ 499	H18	61	20,553	84.0	141.5	309.5	1.51	42.6	1.48	40.2
	H19	55	18,944	90.0	129.0	309.0	1.63	47.3	1.49	40.8
500 ~ 999	H18	36	23,528	96.0	162.0	354.0	1.50	36.1	1.53	38.7
	H19	30	19,041	97.0	148.0	342.0	1.80	50.0	1.57	40.4
1,000 以上	H18	15	20,418	108.0	142.0	358.0	1.75	40.0	1.69	36.9
	H19	16	21,658	114.0	154.0	382.0	1.76	37.5	1.74	40.1
規模計	H18	776	139,138	562.0	1004.5	2128.5	1.53	47.8	1.52	43.4
	H19	768	136,621	580.0	989.5	2149.5	1.57	48.2	1.55	43.8

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

(注) 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数です。

2 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれてい

ません。

B欄の「重度障害者以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれています。

3 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)の計です。

A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)についてはダブルカウントしています。

また、短時間労働の精神障害者については、1人を0.5人とカウントしています。

(4) 地方公共団体等における障害者の在職状況

ア. 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体(県及び市町)に雇用されている障害者数は、平成19年6月1日現在、322人で、前年より7人(2.2%)増加しています。

また、実雇用率は2.24で、法定雇用率は超えています。全国の実雇用率2.32を下回っている状況です。【表4参照】

表4 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

(各年6月1日現在) (単位:人,%)

区分	機関数	算定基礎 職員数(除外 職員除く)	障害者の数			実雇用 率 C ÷ × 100	全国 の実雇 用率	
			A. 重度障 害者	B. 重度障害 者以外の障 害者	C. 計 A × 2 + B			
県市町 の機関	18年	37	14,550	69.0	177.0	315.0	2.16	2.26
	19年	35	14,362	76.0	170.0	322.0	2.24	2.32

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

イ. 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

法定雇用率2.0%が適用される教育委員会に雇用されている障害者数は、平成19年6月1日現在、138人で、前年より12人(9.5%)増加しています。

また、実雇用率は1.91で、全国の実雇用率1.55を上回っているものの法定雇用率には到達していません。【表5参照】

表5 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

(各年6月1日現在) (単位:人,%)

区分	機関数	算定基 礎職員数 (除外職員 除く)	障 害 者 の 数			実雇用率 C ÷ × 100	全国 の実雇 用率	
			A. 重度障 害者	B. 重度障害 者以外の障 害者	C. 計 A × 2 + B			
教育委員会	18年	3	7,252	27.0	72.0	126.0	1.74	1.46
	19年	3	7,228	29.0	80.0	138.0	1.91	1.55

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

(注) 1 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間勤務職員の数は含まれていません。

B欄の「重度障害者以外の障害者」には重度障害者である短時間勤務職員の数が含まれていません。

- 2 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神障害者保健手帳所持者）の計です。
A欄の重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）についてはダブルカウントしています。
また、短時間労働の精神障害者については、1人を0.5人とカウントしています。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは石川県教育委員会及び一定の市（金沢市、小松市）の教育委員会です。
- 4 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記3以外の機関です。

(5) 授産施設等における就労状況

授産施設等は、平成19年3月末現在、63か所整備されており、1,639人の方が就労支援を受けながら授産事業活動を行っています。【表6参照】

表6 授産施設等の就労者数（平成19年3月末現在）（単位：箇所、人）

施設等の種類		施設数	定員数	現員数
身体	入所授産施設	3	150	139
	通所授産施設	7	171	114
知的	入所授産施設	6	280	264
	通所授産施設	29	870	829
精神	入所授産施設	1	27	16
	通所授産施設	3	60	55
	小規模通所授産施設	4	76	112
就労継続支援事業B型事業所		10	160	110
合計		63	1,794	1,639

2 授産施設等の現状

県内の授産施設等では、現在、民間企業からの下請けや内職的作業、労務の提供、自主製品の製造販売、店舗等の運営など、複数の作業種目を組み合わせた授産事業を提供しています。これらの授産事業は、施設側が障害のある人の能力や適性に応じた就労支援のメニューとして提供しているもので、次のような特徴を持っています。

下請や内職的作業は、製品の完成に至るまでの作業の種類、手順などの行程が比較的小さいことから、一定条件の下での作業の反復が多くなるのが特徴となります。

このため、利用者の作業速度、正確性及び持続時間に関して、向上の度合いを測定することが容易であり、特に利用者への就労支援の初期段階において有用なプログラムに成り得ます。

労務の提供は、作業の速度、正確さ、持続時間等にある程度以上の能力を有する利用者について、作業環境の変化への対応力や、複雑な器機等を独力で安全に使用する能力やその向上の度合いを測定できることから、就労支援の中期から終期段階にかけての有用なプログラムと成り得ます。

また、施設外で行う場合は、顧客の生活や仕事をする場で継続的または定期的に、よりよい品質のサービスを提供していくことで、顧客が施設と利用者の取り組みをより深く理解していくきっかけにも成り得ます。

自主製品は、授産施設等が自ら企画した製品を製造していくことが可能です。
このため、製造された製品は、施設の経営理念や利用者の状況などが色濃く反映され、その施設の「顔」と成り得るものです。

加えて、自主製品が地域社会(場合によってはより広い社会)における市場で商品としての評価を受けることは、施設やその利用者が地域社会での役割を評価されることでもあり、その企画は常に改善や変更を検討する必要があります。

また、自主製品の規格や表示を変更する作業は、製造の各工程における作業の内容、種類、手順の変更に結びつくことから、利用者の作業環境の変更に対する適応力や能力の向上度合いを測定することが可能となり、就労支援の中期的な段階における有用なプログラムに成り得ます。

店舗等の運営は、施設の活動を地域に紹介するとともに、障害のある人に対する地域の理解を深め、利用者の地域社会へのより積極的な参加を促していくきっかけになります。

また、利用者に対する就労支援の観点からみた場合、バックヤードでの調理、洗浄、清掃、在庫管理等は、作業の速度、正確さ、持続時間のほか、労務の提供や自主製品の製造と同様に、作業環境の変化への対応力やその向上の度合いを測定できます。

特に、接客の場面では、顧客の求めに応じて適切に対応することが求められることから、注文の確認とバックヤードへの伝達、配膳や下膳、会計など、作業の内容は複雑かつ多岐にわたることもあり、対人関係などへの対応やその向上度合いを測定することが可能です。

こうしたことから、店舗等の運営は、就労支援の初期から終期段階にまたがる有用なプログラムと成り得ます。

(1) 授産施設等における工賃の状況

県内授産施設等の平成18年度における一人当たりの平均工賃月額額は15,179円で、全国の平均額12,222円を上回っています。

また、平均工賃月額額の最高は34,026円で、障害別では身体が知的や精神より総じて高くなっています。(表7参照)

表7 授産施設等の工賃状況 (平成19年3月末現在) (単位:箇所、人)

施設等の種類	施設数	定員数	年間延べ人数	平均工賃月額			全国平均額	
				最高	最低			
身体	入所授産施設	3	150	762	25,833	28,359	21,920	18,117
	通所授産施設	7	171	734	22,738	37,445	13,579	19,393
知的	入所授産施設	6	280	1,567	10,403	20,532	5,286	10,334
	通所授産施設	29	870	5,124	15,265	33,325	4,449	11,502
精神	入所授産施設	1	27	63	16,837	16,836	16,836	10,945
	通所授産施設	3	60	298	15,837	29,107	4,189	12,745
	小規模通所授産施設	4	76	372	5,830	6,688	4,879	9,273
就労継続支援事業B型事業所		10	160	558	9,003	34,026	2,463	11,875
合計		63	1,794	9,478	15,179	37,445	2,463	12,222

(2) 授産施設等の設置状況

障害保健福祉圏域別・施設種別授産施設等の設置状況は、表8のとおりとなっています。

表8 授産施設等の障害保健福祉圏域別・施設等の種別設置状況

(平成19年3月末現在)

(単位:箇所,人)

施設等の種別	県 計		南加賀圏域		石川中央圏域		能登中部圏域		能登北部圏域	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
身体障害者授産施設	10	321	4	158	5	123	1	40	-	-
知的障害者授産施設	35	1,150	9	280	15	499	7	240	4	131
精神障害者授産施設	8	163	3	59	5	104	-	-	-	-
就労継続支援B型	10	160	-	-	7	90	1	10	2	60
計	63	1,794	16	497	32	816	9	290	6	191
構 成 比	100.0	100.0	25.4	27.7	50.8	45.5	14.3	16.2	9.5	10.6

(3) 授産施設等における作業種別の状況

県内の授産施設等が行っている授産事業の主な作業の内訳は、表9のとおりとなっています。

多種多様な作業メニューがありますが、クッキーやパンなどの飲食料品、箱折りなどの紙(加工)製品、ウエス加工などの縫製、清掃や喫茶などのサービス業を行っている施設が多い状況となっています。【表9参照】

表9 授産施設等の作業種別状況

(平成19年3月末現在)

作業種目	主な作業内容	施設数 (箇所)	(ア)	(イ)	(ウ)	売上高 営業利益率 (ウ)/(ア) (%)
			総売上額 (千円)	総経費 (千円)	収支差 =(ア)-(イ) (千円)	
飲食料品	クッキー・パン・みそ等製造販売	51	260,551	179,203	81,348	31.2
紙(加工)製品	箱折り・バリ取り等	25	30,607	3,653	26,954	88.1
サービス業	清掃業、喫茶店等	18	74,740	60,878	13,862	18.5
縫製(繊維製品一般)	ウエス加工、縫製等	20	46,869	25,878	21,038	44.9
農林・畜産	野菜、育苗等	14	30,798	23,379	7,419	24.1
リサイクル	アルミ缶・スチール缶回収等	11	21,608	44,42	17,166	79.4
委託販売	グッズ販売等	2	1,716	1,381	335	19.5
印刷	軽印刷、会報折込等	6	3,527	1,271	2,225	63.1
クリーニング	リネンサプライ等	6	352,883	334,789	18,094	5.1
電気器具	ハーネス等	12	22,538	10,878	11,660	51.7
機械機具	ネジ締め、部品組立等	11	14,423	4,773	9,650	66.7
日用雑貨	箸袋詰め・検品等	7	2,800	1,103	1,697	60.6
木工(工芸)	板キリコ組立、漆器等	3	537	58	479	89.2
陶芸	置物等	5	21,094	13,820	7,274	34.5
プラスチック製品	バリ取り	2	1,403	0	1,403	100.0
その他	販売員派遣等	39	88,777	66,118	22,659	25.5

(注) 施設ごとに複数の作業種目を実施しているため、施設数の総数は63施設を上回っている。

3 授産施設等における課題

平成20年2月に、本計画の対象となる授産施設等63か所に対して、授産事業の工賃引上げに関するアンケート調査及び個別聞き取りによる補足調査を実施した結果、授産施設等においては、以下の3点が工賃の引上げに向けた主な課題となっています。(調査対象施設数:63か所。うち、回答施設数:58か所)

【参考資料「石川県授産施設等工賃引上げ計画」作成に関する事業所(施設)調査結果(16頁～31頁)を参照】

(1) 作業単価の低迷及び受注量の安定確保

今回のアンケート調査では、58施設中51施設(87.9%)で箱折り、ハーネス、部品組み立て等の下請けや内職的作業を行っており、また、24の施設(41.4%)で清掃やクリーニング業等の労務の提供を行っていると回答しています。【17頁「3」参照】

これらの授産施設等のうち、下請・内職的作業を行っている施設の90.2%及び労務の提供を行っている施設の41.7%が作業単価が低いと回答していますが、聞き取り調査では、施設の営業担当者が営業活動の経験が少なく、交渉能力に欠けることなどを課題としてあげています。【19頁「3- (3)」、21頁「3- (2)」参照】

また、下請・内職的作業を行っている施設の56.9%及び労務の提供を行っている施設の58.3%が「相手先または製品の変更や追加をしたい」と回答していますが、聞き取り調査では、民間からの作業の受注量は、景気の影響を受けやすく安定しない状況であり、新たな受注先を見つけることが困難(情報収集の方法がわからない)であることなどが課題となっています。【20頁「3- (5)、(6)」、22頁「3- (4)、(5)」参照】

(2) 企業の経営ノウハウの不足

自主製品の製造・販売は、58施設中44施設(75.9%)で行っており、製品としては、加工された飲食料品(パン、クッキー、味噌等)、農畜産物(米、野菜、花、鶏卵等)、縫製(ウエス加工等)などが多く、施設が自ら運営している店舗や共同店舗の他イベントなどで販売されています。【17頁「3」参照】

自主製品を製造・販売している施設の81.8%が販路が少なく、45.5%の施設が売上単価が低いと回答しています。【25頁「3- (3)」参照】

また、50.0%の施設が「製品の開発・改善・追加を考えているが、知識・能力が伴っていない」、43.2%の施設が「製品の販路の開拓方法がわからない」と回答しています。【26頁「3- (5)、(6)」参照】

一方、聞き取り調査では、自主製品の流通量が少なく知名度が低いこと、販路が施設周辺の狭い地域に限られていること、類似製品に比べてデザインなどが見劣りすること等から、結果として、売り上げが伸びず、製品単価を低く設定せざるを得ない状況になっていると考えており、自主製品の付加価値や生産能力の向上、新製品の開発などのノウハウの獲得が課題となっています。

また、授産施設等のうち13施設で、店舗での飲食の提供や売店の運営などを行っていますが、このうち、46.2%の施設が「出張(移動)販売の販路の開拓方法がわからない」と回答し

ています。【17頁「3」、29頁「3－（4）」参照】

これらの施設に対する聞き取り調査では、これまで顧客の嗜好や来店実績の把握等を正確に行うための市場調査等を行った経験が少なく、販路の拡大方策が重要な課題となっています。

(3) 利用者の能力や適性に応じた支援の充実

授産施設等の利用者の中には、一般企業への就職経験があり、将来的に一般企業への再就職を希望している人や、今以上に高い工賃を得たいと思っている人など、「もっと働きたい」というニーズを持った人がいます。

反面、障害の程度や高齢化等により長時間の作業や複雑な作業への対応が困難な人など、介護サービスを優先して行う必要がある利用者や今以上の工賃を望まない(今以上の作業の増加を望まない)人(保護者)もいます。

アンケート調査では、58施設中56施設(96.6%)が「一般企業等へ就職を希望している利用者がいる」と回答しています。【30頁「4(1)」参照】

しかし、同時に、42の施設(72.4%)が、利用者の半数以上が「身体・生活上の介護サービスが必要な利用者や体力・障害の程度等から作業の増加や作業内容の変化への対応が困難な利用者がいる」、29の施設(50.0%)が「今以上の作業の増加を望まない利用者(保護者)がいる」と回答しています。【30頁「4(2)」、31頁「4(3)」参照】

また、41の施設(70.7%)で就労支援担当者が「授産活動等に追われて、営業活動や作業の見直しをする余力がない」と回答しています。【31頁「4(4)」参照】

一方、聞き取り調査では、施設管理者や就労支援員の多くは、これまで授産事業を利用者の日常生活上の機能訓練の場と考え、福祉的サービスに重点を置いた支援体制を採ってきた経緯があり、授産活動を商業活動であると意識することには抵抗があるとしています。

しかしながら、利用者の経済的な自立を確保するという観点からは、授産事業の工賃水準の引上げは大切なことであると認識しており、利用者の能力や適性に応じた作業の配分や効率化、採算性等を意識した支援体制の確立が重要な課題となっています。

計画の取組

授産施設等を利用する方々の工賃水準を効果的に引上げるためには、授産施設等の利用者や施設職員がお互いに協力しながら努力することが必要となりますが、一方で、利用者の家族や地域住民、企業及び行政の授産事業に対する理解や協力が求められます。

本計画では、授産施設等の現状と課題を踏まえ、授産施設等や行政などの役割分担を明確にするとともに、授産施設等の主体性が引き出されるような施策の推進に取り組むこととします。

1 計画の基本目標

授産施設等における就労支援事業を利用する方々の工賃水準を引き上げるとともに、「福祉から雇用へ」の取組の一環として一般就労への移行を促進するため、次の2つを計画の基本目標とします。

(1) 工賃引上げのための授産事業及び実施体制の見直しと充実強化

授産施設等利用者の地域社会における生活や経済的な自立を支えるためにも工賃の引上げが大切であることから、県内各施設における「工賃引上げ計画」の作成を進めるとともに、利用者の能力や適性に応じた授産事業や実施体制の見直しを推進します。

また、授産施設等がその見直しを進めるにあたっては、行政との連携やその協力が不可欠であることから、工賃引上げに向けた支援施策の充実を図るとともに、各地域における連携や協力体制づくりを推進します。

(2) 「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の確立

授産施設等で働く利用者の中には、「現在の作業種目以外の就労訓練をしてみたい」、「もっと経済的に自立したい」などのニーズを持っている人がいます。

そうしたニーズの実現に向け、障害のある人が希望する授産事業に参加しやすい環境づくりを推進します。

また、授産施設等で働く利用者の就労環境や社会生活面に関する相談・支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターの設置を進めるとともに、授産施設等が地域のハローワークや一般企業との連携を図るためのネットワークづくりを推進します。

2 工賃の目標水準

工賃引上げに向けた具体的な取組による成果を測定する指標として、平成23年度

までに県内の授産施設等における平均工賃月額を次の水準まで引き上げることを目標とします。

1人あたり平均工賃月額 30,000円

【目標とする工賃水準設定の考え方】

平成23年度における工賃の目標水準は、平成18年度における県内授産施設等の工賃実績のおおよそ2倍を目指します。

平成18年度工賃実績の平均額15,179円/月・人×2倍 30,000円/月・人

3 具体的な施策の取組

(1) 授産施設等における「工賃引上げ計画」の作成及び取組の推進

目標工賃を設定した「工賃引上げ計画」の作成と着実な実行

授産施設等と協力しながら、利用者個々の能力や適性に応じた授産事業の提供や利用者の経済的自立に向けた工賃の引上げを目指す「工賃引上げ計画」の作成とその着実な実行を推進します。

また、授産施設等における効率的かつ効果的な取組を支援するため、各種関連情報の積極的な提供はもとより、技術的かつ専門的な指導や助言に努めます。

「工賃引上げ計画」に基づく工賃実績の評価と推進

授産施設等と協力しながら、各施設が、自ら、毎年度、「工賃引上げ計画」の工賃実績を評価するとともに、目標工賃の達成に向けた取組の着実な推進を図ります。

(2) 工賃引上げに向けた支援施策の充実と連携の強化

施設の管理者及び職員の意識改革のための研修

授産施設等において中心的役割を担う施設長や就労支援担当者を対象に、授産事業の運営を企業的経営の視点から再検討し、自らの施設の授産事業におい

ては「経済活動」面からの問題点の抽出と改善を促すための研修を実施します。

企業の経営支援のための経営コンサルタントの派遣

下請・内職的作業における受注条件の改善や地域社会を中心とした市場に適した製品等の開発・改善、販路の拡大など、授産事業の経営改善に向けた取組を行う授産施設等に対して経営コンサルタントを派遣し、その活動を支援します。

官公庁の優先発注(政策的随意契約)制度の活用促進

授産施設等が製造する物品等の販売や役務の提供について、県の率先発注を積極的に進めるとともに、県内の国の機関や市町ににおける受注促進を働きかけていきます。

地域連携ネットワークの構築に向けた支援

授産施設等が、各地域内において安定した業務の受注や製品の販売促進を図れるよう、次に掲げる地域ネットワーク構築などに向けた支援に努めます。

ア 石川セルブ振興センターに対する支援

多くの授産施設等(平成20年2月現在、28施設が加盟)で構成する「石川セルブ振興センター」の組織拡大やセルブショップの運営、イベントの開催等に対して支援を行います。

イ 在宅就業支援団体への登録促進

国が実施する在宅就業支援団体登録制度(下請・内職的作業が紹介されるなど、企業からの発注作業が受けやすくなる制度)への授産施設等の登録を促進します。

ウ 施設外就労(企業内授産など)の促進

工場での企業内授産や清掃、駐車場管理業務などの労務の提供を希望する企業や行政機関等との連携強化を図り、授産施設等における施設外就労の環境づくりを推進します。

授産事業に関する情報の積極的な発信

ホームページへの掲載や情報誌の発行などを通じて、授産施設等が製造販売している製品や受注している役務等の情報を広く県民や企業に発信していきます。

(3) 「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の充実

障害者就業・生活支援センターの設置促進

障害保健福祉圏域ごとに障害者就業・生活支援センターの設置を促進し、授産施設等の利用者や就労支援員が、就労や社会生活面についてきめ細やかな相談や必要な支援が受けられる環境づくりを推進します。

新体系サービス移行とその体制づくりに対する支援

授産施設等がより一層、利用者のニーズや能力・適性に応じたきめ細やかなサービスの提供ができるよう、各施設の利用実態等を踏まえた新体系サービスへの円滑な移行に向けた取組を支援します。

また、授産施設等の利用者の地域生活を支援するために必要な保健、医療、福祉、就労など、総合的かつ一元的なサービスの援助技術の習得等を図るため、サービス管理責任者や相談支援に従事する者を対象とした研修を充実します。

一般就労を見据えた地域ネットワークづくりの推進

授産施設等が利用者の作業能力の向上や一般就労への移行を見据えて行う地域の企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等とのネットワークづくりに対して積極的に支援を行います。

また、下記事業を実施する雇用関係機関と連携し、授産施設等に対する積極的な周知と参加・活用の促進に努めます。

- ア 企業、地方公共団体を対象とした障害者福祉施設等見学会及び研修会の開催
- イ 障害のある人を対象とした合同就職面接会の開催
- ウ グループ就労(企業内で3～5人グループで実施する訓練)に対する助成制度
- エ 石川県障害者職場実習制度、職場適応訓練制度の活用 等

計画の推進体制

- 1 この計画の推進にあたっては、授産施設等のもとより、国の関係機関や市町、経済界と緊密な連携を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 2 この計画の推進には、授産施設等の自主的な取組が不可欠であることから、その積極的な取組を促します。
- 3 この計画の策定にあたり設置した「石川県授産施設等工賃引上げ計画推進会議」において、随時、計画の推進状況等について評価し、その着実な推進を図ります。